

三朝町管理不全家屋等対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、三朝町管理不全家屋等対策補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、町内の管理不全家屋等（平成28年鳥取県中部地震による不良住宅を含む。）の解消を図り、生活環境の保全及び安全で安心な町民生活の確保に寄与することを目的として、予算の範囲内で交付する。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、三朝町空き家等の適正管理に関する条例（平成26年条例第5号。以下「条例」という。）において使用する用語の例によるものとする。

2 この要綱において「平成28年鳥取県中部地震による不良住宅」とは、平成28年鳥取県中部地震により損壊し、居住等が困難となった不良住宅（住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定するものをいう。）のうち、次の全ての要件を満たすものをいう。

- (1) 平成28年鳥取県中部地震に係る災証明を受けたもの
- (2) 管理不全家屋と同様に安全防犯上支障を生じるおそれがあるもの
- (3) 被災者生活再建支援金、三朝町被災者住宅再建支援金又は三朝町被災者住宅修繕支援金の交付を受けていないもの
- (4) 国土交通省所管の空き家再生等推進事業の活用を受けるもの

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 管理不全家屋等の所有者又は所有者の相続人代表者若しくは所有者から管理不全家屋等の解体、撤去、廃材等の処分及び跡地の整地（以下「解体撤去等」という。）について委任を受けた者
- (2) 町税及び使用料等の納付並びに貸付金等の償還等、町に対する債務の履行を怠っていない者

(補助対象の要件)

第5条 本補助金の対象となる空き家等は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 条例第6条第1項の規定により認定された管理不全家屋等であること。
- (2) 所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (3) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権等を有していないこと。
- (4) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象になっていないこと。
- (5) 所有者等による建造物の建替えを目的としていないこと。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、家屋の解

体を行う資格等を有する業者による管理不全家屋等の解体撤去等に要した経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。以下「対象経費」という。）とする。

（本補助金の額等）

第7条 本補助金の額は、対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、800,000円を上限とする。）とする。

2 本補助金の交付は、同一敷地内につき1回限りとする。

3 各年度の補助対象とする事業は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に交付決定、かつ年度内に完成する事業とする。ただし、緊急を要する事態が発生し、町長が必要と認めた場合には、当該年度の本補助金の交付決定以前に着手した事業であっても、本補助金を予算の範囲内で交付する。

（本補助金の交付申請）

第8条 本補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、着手する日までに三朝町管理不全家屋等対策補助金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- （1） 管理不全家屋等の位置図
- （2） 管理不全家屋等の解体撤去等に係る費用の見積書
- （3） 管理不全家屋等の現況写真
- （4） 管理不全家屋等の所有者から解体撤去等について委任を受けた者はその委任状
- （5） 管理不全家屋等の所有者とその土地の所有者が異なる場合は、当該土地所有者の

同意書

- （6） 納税等状況確認同意書（様式第2号）
- （7） り災証明書の写し（平成28年鳥取県中部地震による不良住宅の場合に限る。）

（本補助金の交付決定等の通知）

第9条 規則第8条第1項による本補助金の交付決定の通知は様式第3号により、同条第2項による不交付決定通知は様式第4号によるものとする。

（承認を要しない変更）

第10条 規則第12条第1項の町長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1） 本補助金の増額又は30パーセントを超える減額
- （2） 事業主体の変更

（実績報告等）

第11条 本補助金の交付決定を受けた者は、管理不全家屋等の解体撤去等が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、管理不全家屋等の解体撤去等の成果を記載した三朝町管理不全家屋等対策補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- （1） 本補助金の対象経費の領収書の写し
- （2） 補助金交付決定通知書の写し

(3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し

(4) 管理不全家屋等の解体撤去等完了後の写真

(規則との調整)

第12条 規則第27条の規定により、本補助金の交付申請及び実績報告に関しては、規則の規定にかかわらず、この要綱の定めるところによる。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年1月6日から施行し、平成28年度鳥取県中部地震による不良住宅に関する規定は、平成31年3月31日をもってその効力を失う。

附 則

この改正は、平成29年12月27日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 印

年度において標記補助金を下記のとおり受けたいので三朝町補助金等交付規則（平成17年規則第13号）第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

空き家等の所在地	三朝町	番地	外	筆
面積	土地	m ²		
	建物	m ²		
空き家等の所有者	☐ 申請者と同じ ☐ その他（ ） ※申請者との関係（ ）			
交付申請額	円			
作業期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
所有権以外の権利	☐ 設定されている ☐ 設定されていない			
解体理由について	☐ 建替え目的ではない ☐ 建替え目的			

【申請書関係の添付書類】

- (1) 管理不全家屋等の位置図
- (2) 管理不全家屋等の解体撤去等に係る費用の見積書
- (3) 管理不全家屋等の現況写真
- (4) 管理不全家屋等の所有者から解体撤去等について委任を受けた者はその委任状
- (5) 管理不全家屋等の所有者とその土地の所有者が異なる場合は、当該土地所有者の同意書

(6) 納税等状況確認同意書(様式第2号)

(7) 被災証明書の写し(平成28年鳥取県中部地震による不良住宅の場合に限る。)

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

三朝町長

様

申請者 住所

氏名

印

納税等状況確認同意書

私は、三朝町管理不全家屋等対策補助金の交付申請に伴い、私の町税及び使用料等の納付状況並びに貸付金等の償還状況について、確認されることに同意します。

受第 号
年 月 日

様

三朝町長 印

年度三朝町管理不全家屋等対策補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三朝町管理不全家屋等対策補助金（以下「本補助金」という。）については、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第 8 条第 1 項の規定により通知します。

記

- 1 対象家屋等
本補助金の対象家屋等は、申請書に記載されているとおりとする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

算定基準額	交付決定額	備 考

- 3 交付額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、三朝町管理不全家屋等対策補助金交付要綱（平成26年三朝町告示87号。以下「要綱」という。）第 7 条第 1 項の規定を適用して算出した額により行う。
- 4 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第 4 号（第 9 条関係）

受第 号
年 月 日

様

三朝町長 印

年度三朝町管理不全家屋等対策補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三朝町管理不全家屋等対策補助金（以下「本補助金」という。）については、下記の理由により、交付しないことに決定したので、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号）第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 補助金交付申請額 円

2. 不交付決定とした理由

様式第 5 号（第11条関係）

年度三朝町管理不全家屋等対策補助金実績報告書

年 月 日

三朝町長 様

申請者 住 所

氏 名 印

年 月 日付 第 号をもって交付金交付決定の通知があった三朝町管理不全家屋等対策補助金について、下記のとおり実施したので、三朝町管理不全家屋等対策補助金交付要綱（平成26年三朝町告示第87）第11条の規定に基づき報告します。

記

空き家等の所在地	三朝町	番地	外	筆
面	土 地	m ²		
積	建 物	m ²		
補助金交付決定額	円			
作 業 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			

【添付書類】

- （１）補助金対象経費の領収書の写し
- （２）補助金交付決定通知書の写し
- （３）産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- （４）事業完了後の写真

